

# 土岐川庄内川流域委員会(仮称) の概要



# 庄内川流域委員会 準備委員会の提言





## 提 言 書

## 庄内川流域委員会

## 準備委員会

### 経緯

- ・第1回 9月24日
- ・第2回 10月18日
- ・第3回 11月 8日
- ・公募面接会 11月19日
- ・第4回 12月10日

### 準備委員会で計4回の審議

平成14年12月10日

- ・庄内川流域委員会のあり方について提言された。





平成 14 年 12 月 10 日

国土交通省  
中部地方整備局長 殿

庄内川流域委員会のあり方について提言する。

庄内川流域委員会準備委員会

委員長  
青山光子  
加藤 晃  
高木不折  
高原 稔  
前田弘司

## 庄内川流域委員会

### 準備委員会委員

#### 青山光子氏

名古屋生活科学研究所 所長  
名古屋市立大学 名誉教授

#### 加藤 晃氏

(財)名古屋都市センター センター長  
岐阜大学 名誉教授

#### 高木不折氏

国立豊田工業高等専門学校 校長  
名古屋大学 名誉教授

#### 高原 稔氏

特定非営利活動法人  
レスキューストックヤード 専務理事

#### 前田弘司氏

中日新聞 論説委員





庄内川流域委員会(仮称)に向けて

## 結 言

庄内川流域委員会準備委員会（以下「準備委員会」という）は、庄内川水系の「河川整備計画」策定に際し、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的とした「庄内川流域委員会（仮称）」（以下「委員会」という）、関係住民の意見を反映させるために必要な機会創出を目的とした「庄内川地域懇談会（仮称）」（以下「懇談会」という）のアウトラインを透明性・公平性・客観性を確保しつつ決定するために、平成14年9月24日に中部地方整備局長が設置した。

準備委員会は合計4回開催し、庄内川の特長や現状を踏まえて慎重に審議を重ねた結果、次のとおり提言する。

## 提 言

中部圏の中核都市を流れる庄内川の現状を整理して、

- ①平成12年の東海豪雨災害を受けたことから、治水面でこれまで以上の整備が強く期待されていること。
- ②多様な価値観にも配慮した河川整備・保全が求められていること。
- ③流域住民と一体となった川づくりが求められていること。

以上の3点が課題であると考えた。この課題を流域委員会も共通認識として頂きたい。

委員会の規約草案、委員候補者案については、準備委員会の総意で次のとおり決定することになった。

そのほか本提言に列挙準備委員会での審議における、後述のような意見にも充分配慮され、運営されることを切に願うものである。

## 緒言

## 提言

### 課題の共通認識

平成12年の東海豪雨災害を受けたことから、治水面でこれまで以上の整備が強く期待されていること。

多様な価値観にも配慮した河川整備・保全が求められていること。

流域住民一体となった川づくりが求められていること。



### ■庄内川流域委員会規約草案

委員会のあり方について準備委員会で審議を行った結果を、「庄内川流域委員会（仮称）規約草案」としてとりまとめた。

なお、委員会の運営については、本来委員会で決定すべきものであり、委員会設立後、本草案を参考に規約を決定されたい。

#### 【名称】

- 本会は、「庄内川流域委員会(仮称)」（以下「委員会」という。）とする。

#### 【目的及び使命】

- 委員会は、今後、20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「庄内川河川整備計画（案）」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する機関に基づき、学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省や河川地方整備局等（以下「関係」という。）が設置する。

#### 【役割】

- 「庄内川河川整備計画（案）」について意見を述べる。
- 庄内川の整備に関する重要事項について、必要に応じて情報提供する。

#### 【組織等】

- 委員会は総会のみで構成する。
- 委員会の委員は、見届の委嘱する。
- 委員会の設置は整備計画内は定まるまでの2年とする。

#### 【情報公開】

- 会議は原則公開とし、議事内容及び会議資料の公開方針については、委員会で定める。

#### 【会議】

- 委員会には常務委員を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
- 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 委員長は委員会を召集する。
- 委員会はその議案に賛し、議決方針を定める。

#### 【臨時委員】

- 委員会に必要に応じて、臨時に委員を招聘することができる。

#### 【参考人】

- 委員会は必要に応じて、委員以外のもから参考意見を聞くことができる。

#### 【事務局】

- 委員会の事務局は国土交通省河川地方整備局庄内川工事事務所が行うものとし、委員会の助成により、以下の事務とする。

- 会議資料の作成
- 議事録、会議内容のとりまとめ及び分取資料等の作成 等

#### 【規約の改正】

- 本規約の改正は、全委員多数の議決数の同意をもってこれを行うものとする。

#### 【雑則】

- 本規約に定めらるもののほか、委員会の運営に必要なる事項は、委員会において定める。



### ■庄内川流域委員会委員候補者案

委員候補者については、下記の15名を推薦する。

氏名	所属等	専門性
岡部 和雄	愛知教育大学教育学部 教授	都市地理学
石川 和紀	社団法人愛知専修林公社 理事長	農業経済学
石野 綾美子	(名古屋市長官邸主任)	公務員
内田 和子	岡山大学文学部 教授	自然地理学 流域管理
小笠原 昭夫	愛知女子短期大学 講師	生態系 鳥類
片岡 敏幸	新潟大学工学部 助教授	都市工学 公共社会工学
小沢 利内	京都大学防災研究所 教授	水文 水資源
小室 敦洋	(愛知県河川紀基町主任)	公務員
柳田 忠雄司	王子製紙（株）春日井工場 常務役員	経済企業
辻 博次	藤岡千鶴と守る会 代表	環境 市民活動団体
辻本 哲司	名古屋大学大学院工学研究科 教授	河川 土砂水理学
寺本 和子	豊橋創造大学短期大学部 教授	森林学 林学
富永 晃哲	名古屋工業大学工学部 教授	河川 水理学
原田 守博	名城大学理工学部 教授	水文 地下水
松浦 直規	中部大学工学部 教授	河川 環境水理学

※河川庁長は、「王子製紙（株）」の代表として参画。異動等に伴う交替があり得る。

【掲載期】 五十年度



#### ■庄内川流域委員会（仮称）のあり方

委員構成について：

- ・防災、治水の観点が一番重要と考えるが、提言に掲げた課題を念頭に置き、幅広い分野の委員を選定していること。
- ・国、県、市町村間などにおける政策調整課題を持ちこまないため、行政を除く有識者を中心に選定していること。
- ・専門家と異なる視点を有する流域住民の声を反映させるため、公募委員も加えていること。

議論の視点について：

- ・専門的、技術的な審議を行うにあたり、多様な価値観を踏まえた流域としての総合性にも十分配慮すること。
- ・実際の現場は治水の問題や環境の課題が薄然一体となっていることに十分配慮すること。

その他：

- ・政策的な調整は別途行政間で実行し、河川管理者が最終的な判断をすること。

#### ■庄内川地域懇話会（仮称）のあり方

- ・地域からの幅広くいろいろな意見、提案を受けとめるといった緩やかなものになること。
- ・合意や調整をするためではなく、また結論をまとめるのでもなく、広く地域からの意見を聴くための組織であること。
- ・懇話会のほかに、法律上の「公聴会の開催等」が必要か否かについては、委員会での議論等を踏まえて、河川管理者が最終的に判断すること。
- ・単なる意見交換に終わらず、具体的な提案をしていくのだという目標を定めた運営を心掛けること。
- ・運営方針の決定、議論のルールづくりなどは、行政は手を出さずに任せるという姿勢であること。

以上

## 庄内川流域委員会（仮称） のあり方

### 委員構成について：

- ・防災、治水の観点が一番重要と考えるが、提言に掲げた課題を念頭に置き、幅広い分野の委員を選定していること。

- ・国、県、市町村間などにおける政策調整課題を持ちこまないため、行政を除く有識者を中心に選定していること。

- ・専門家と異なる視点を有する流域住民の声を反映させるため、公募委員も加えていること。



#### ■庄内川流域委員会（仮称）のあり方

委員構成について：

- ・防災、治水の観点が一番重要と考えるが、提言に掲げた課題を念頭に置き、幅広い分野の委員を選定していること。
- ・国、県、市町村間などにおける政策調整課題を持ちこまないため、行政を除く有識者を中心に選定していること。
- ・専門家と異なる視点を有する流域住民の声を反映させるため、公募委員も加えていること。

議論の視点について：

- ・専門的、技術的な審議を行うにあたり、多様な価値観を踏まえた流域としての総合性にも十分配慮すること。
- ・実際の現場は治水の問題や環境の課題が渾然一体となっていることに十分配慮すること。

その他：

- ・政策的な調整は別途行政間で実行し、河川管理者が最終的な判断をすること。

#### ■庄内川地域懇話会（仮称）のあり方

- ・地域からの幅広くいろいろな意見、提案を受けとめるといった緩やかなものになること。
- ・合意や調整をするためではなく、また結論をまとめるのでもなく、広く地域からの意見を聴くための組織であること。
- ・懇話会のほかに、法律上の「公聴会の開催等」が必要か否かについては、委員会での議論等を踏まえて、河川管理者が最終的に判断すること。
- ・単なる意見交換に終わらず、具体的な提案をしていくのだという目標を定めた運営を心掛けること。
- ・運営方針の決定、議論のルールづくりなどは、行政は手を出さずに任せるという姿勢であること。

以上

## 庄内川流域委員会（仮称）のあり方

### 議論の視点について：

- ・専門的、技術的な審議を行うにあたり、多様な価値観を踏まえた流域としての総合性にも十分配慮すること。
- ・実際の現場は治水の問題や環境の問題が渾然一体となっていることに十分配慮すること。

### その他：

- ・政策的な調整は別途行政間で実行し、河川管理者が最終的な判断をすること。







#### ■庄内川流域委員会（仮称）のあり方

委員構成について：

- 防災、治水の観点が一番重要と考えるが、提言に掲げた課題を念頭に置き、幅広い分野の委員を選定していること。
- 国、県、市町村間などにおける政策調整課題を持ちこまないため、行政を除く有識者を中心に選定していること。
- 専門家と異なる視点を有する流域住民の声を反映させるため、公募委員も加えていること。

議論の視点について：

- 専門的、技術的な審議を行うにあたり、多様な価値観を踏まえた流域としての総合性にも十分配慮すること。
- 実際の現場は出水の問題や優先度の課題が浑然一体となっていることに十分配慮すること。

その他：

- 政策的な調整は別途行政間で実行し、河川管理者が最終的な判断をすること。

#### ■庄内川地域懇談会（仮称）のあり方

- 地域からの幅広くいろいろな意見、提案を受けとめるといった緩やかなものになること。
- 合意や調整をするためではなく、また結論をまとめるのでもなく、広く地域からの意見を聴くための組織であること。
- 懇談会のほかに、法律上の「公聴会の開催等」が必要か否かについては、委員会での議論等を踏まえて、河川管理者が最終的に判断すること。
- 単なる意見交換に終わらず、具体的な提案をしていくのだという目標を定めた運営を心掛けること。
- 運営方針の決定、議論のルールづくりなどは、行政は手を出さずに任せるといった姿勢であること。

以上

## 庄内川地域懇談会（仮称） のあり方

- ・地域からの幅広くいろいろな意見、提案を受けとめるといった緩やかなものになること。
- ・合意や調整をするためではなく、また結論をまとめるのでもなく、広く地域からの意見を聴くための組織であること。
- ・懇談会のほかに、法律上の「公聴会の開催等」が必要か否かについては、委員会での議論等を踏まえて、河川管理者が最終的に判断すること。



#### ■庄内川流域委員会（仮称）のあり方

委員構成について：

- ・防災、治水の観点が一番重要と考えるが、提言に掲げた課題を念頭に置き、幅広い分野の委員を選定していること。
- ・国、県、市町村間などにおける政策調整課題を持ちこまないため、行政を除く有識者を中心に選定していること。
- ・専門家と異なる視点を有する流域住民の声を反映させるため、公募委員も加えていること。

議論の視点について：

- ・専門的、技術的な審議を行うにあたり、多様な価値観を踏まえた流域としての総合性にも十分配慮すること。
- ・実際の現場は出水の問題や環境の課題が浑然一体となっていることに十分配慮すること。

その他：

- ・政策的な調整は別途行政間で実行し、河川管理者が最終的な判断をすること。

#### ■庄内川地域懇談会（仮称）のあり方

- ・地域からの幅広くいろいろな意見、提案を受けとめるといった緩やかなものになること。
- ・合意や調整をするためではなく、また結論をまとめるのでもなく、広く地域からの意見を聴くための組織であること。
- ・懇談会のほかに、法律上の「公聴会の開催等」が必要か否かについては、委員会での議論等を踏まえて、河川管理者が最終的に判断すること。
- ・単なる意見交換に終わらず、具体的な提案をしていくのだという目標を定めた運営を心掛けること。
- ・運営方針の決定、議論のルールづくりなどは、行政は手を出さずに任せるという姿勢であること。

以上

## 庄内川地域懇談会（仮称） のあり方

- ・単なる意見交換に終わらせず、具体的な提案をしていくのだという目標を定めた運営を心掛けること。
- ・運営方針の決定、議論のルールづくりなどは、行政は手を出さずに任せるという姿勢であること。

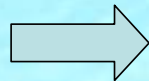


# 新しい河川制度について

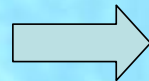
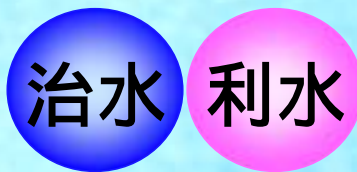


# 河川法改正の流れ

明治29年



昭和39年



平成9年



近代河川制度  
誕生

治水・利水の体系  
的な制度の整備

治水・利水・環境の  
総合的な  
河川制度の整備



# 旧制度

## 工事实施基本計画

内容 基本方針、基本高水、計画高水流量等  
主な河川工事の内容

工事实施基本計画  
の案の作成

河川審議会  
(一級水系)

意見

工事实施基本計画  
の決定

河川工事

# 新制度

## 河川整備基本方針

内容 基本方針  
基本高水、計画高水流量等

河川整備基本方針  
の案の作成

社会資本整備  
審議会  
(一級水系)  
都道府県河川  
審議会  
(二級水系)

意見

河川整備基本方針  
の決定・公表

都道府県河川審議会  
がある場合

## 河川整備計画

内容 河川整備の目標  
河川工事、河川の維持の内容

原案

意見

学識経験者

河川整備計画の  
案の決定

意見

公聴会の開催等による  
住民意見の反映

河川整備計画の  
決定・公表

意見

地方公共団体の長

河川工事、  
河川の維持

# 土岐川庄内川流域委員会 (仮称) 設立趣旨について



## 土岐川庄内川流域委員会(仮称)設立趣旨

地球規模での環境・資源制約が顕在化する中で、我が国は少子高齢化の進展、国内産業の空洞化など社会経済の大きな過渡期を迎えて、「ものづくり産業」を中心に我が国経済をリードしてきた中部地域においては、我が国の持続可能な発展を支えるための社会資本整備が求められています。

当地域の中心に位置する「土岐川庄内川」は、折しも平成12年の東海豪雨災害を受けたことから、治水面からこれまで以上の整備が強く期待されている一方、環境面など多様な価値観にも配慮した整備・保全が求められており、治水・利水・環境という見地から「土岐川庄内川」を考え、河川のみでなく流域全体として、様々な水問題、「土岐川庄内川」にまつわる水循環を捉えて、流域全体の総意としての合意醸成のもと流域住民と一体となった川づくりが求められています。



平成9年度に改正された河川法では、河川管理者は河川整備の長期的な目標となる基本的な事項を定めた「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「河川整備計画」を策定することになり、策定に際しては学識経験者や地域の意見を反映させる手続きを導入することになっています。

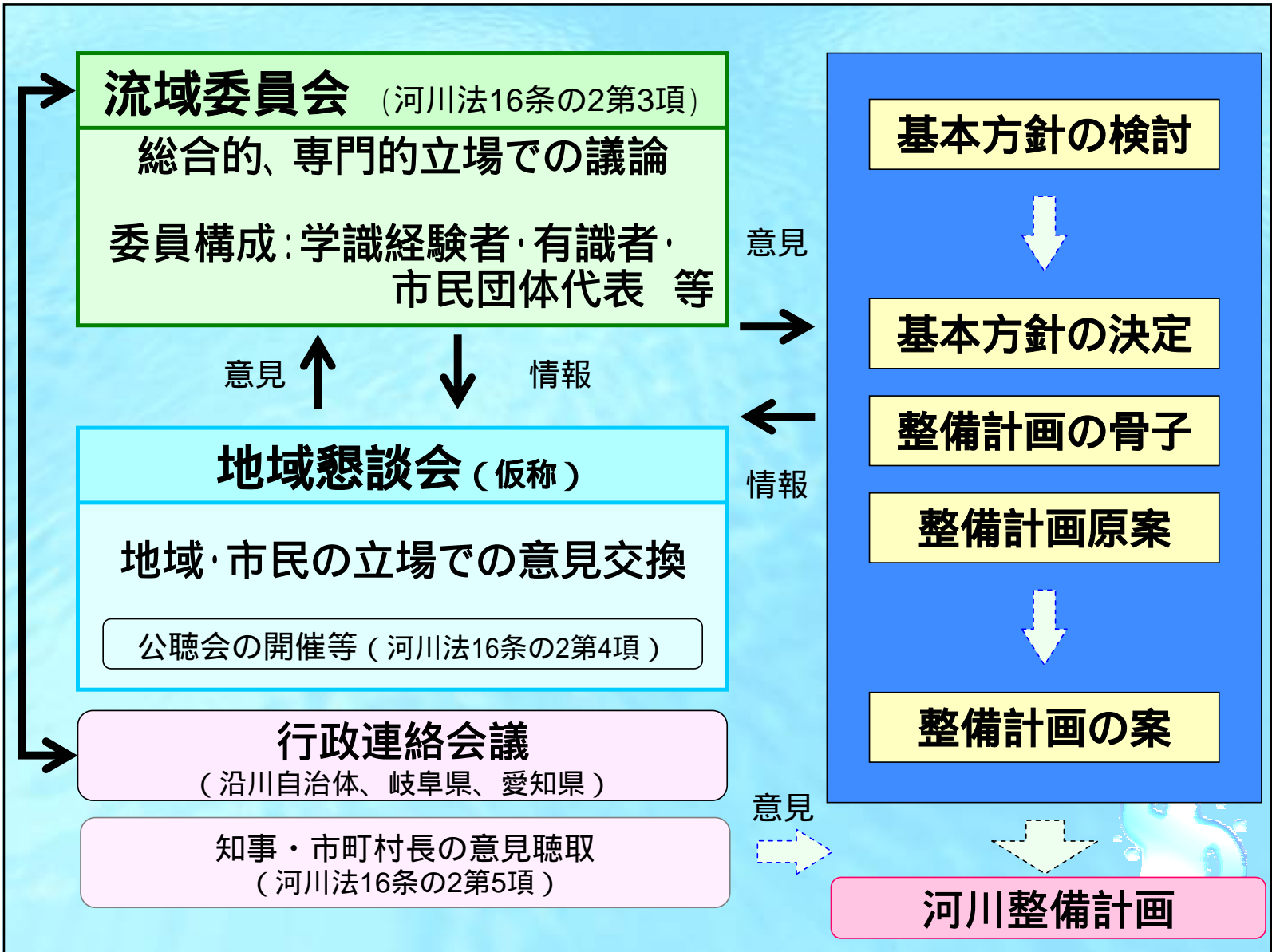
国土交通省中部地方整備局は「土岐川庄内川河川整備計画」策定をするにあたり総合的・専門的な意見を頂くことを目的とした「土岐川庄内川流域委員会(仮称)」を設置することとしました。





# 流域委員会と地域懇談会(仮称) の位置付け





# 地域懇談会（仮称）

## 地域・市民の立場での意見交換

合同部会（代表者会議）

庄内川部会

土岐川部会

開催・協力

意見集約

フォーラム、ワークショップの開催  
アンケート、セミナーの開催  
庄内川流域ネットワーク  
りぱーぴあ庄内川などのイベント開催  
ホームページ、広報による意見募集

情報・参加機会提供

意見・参加

既存の関連NPO

流域住民

公聴会の開催等（河川法16条の2第4項）

PIなどの手法を用いて実施

